

有機農業をめぐる事情

令和7年10月

農林水産省

農産局農業環境対策課

目次

I. 有機農業の現状

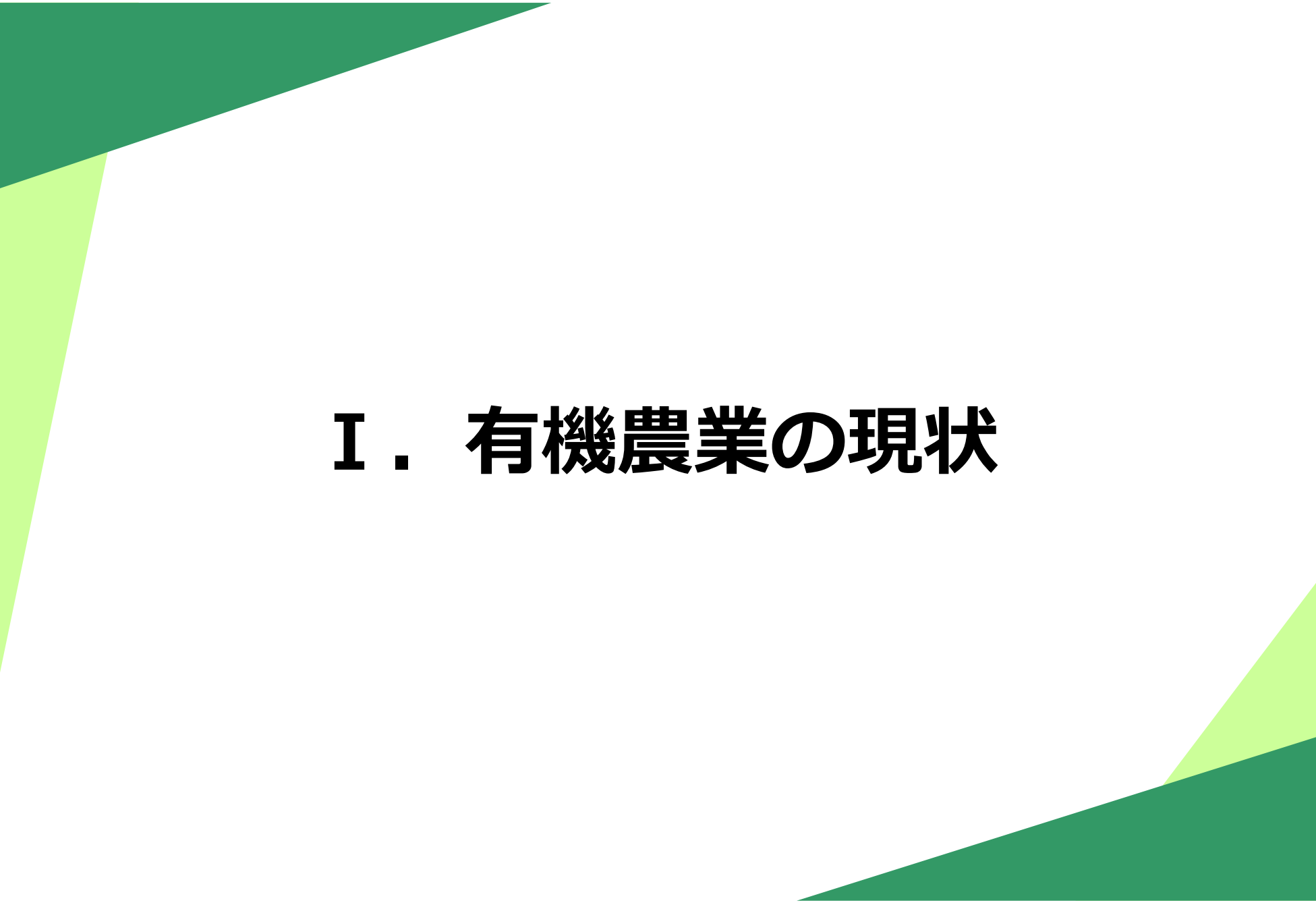
有機農業・有機農産物とは？	3
有機農業がもたらす効果	4
有機食品市場	
①世界の状況	5
②日本の状況	6
有機農業の取組面積	
①世界の状況	7
②日本の状況	8
有機 J A S 認証取得農産物の国内外での格付状況	9
有機食品の輸出の動向	10
有機農業に取り組む生産者の状況	11
有機農産物の消費の動向	12
学校給食における農産物等の利用状況	
①市区町村数	13
②取組回数・産地・品目	14

II. 有機農業の推進に関する法律関係

有機農業の推進に関する法律	16
有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）	17
みどりの食料システム戦略（概要）	18
有機農業の取組の拡大	19
食料・農業・農村基本計画の有機農業に関する概要（令和7年4月策定）	20

III. 有機農業支援施策とその取組

2030年に向けた有機農業拡大の道筋	22
農林水産省の有機農業支援施策一覧	23
1. 有機農業の産地づくり支援	24
2. 新規参入者、農業者向け支援	28
3. 指導体制の整備	29
4. 技術等の研究開発	32
5. 有機農産物の加工・流通に関する支援	34
6. 消費者へのアプローチ	36



I . 有機農業の現状

有機農業・有機農産物とは？

有機農業

- コーデックス委員会*1『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CXG 32-1999）』によると、「有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである」とされている。

*1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

- 我が国では、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、「「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。

有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）**」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを**第三者機関**が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機●●」「オーガニック」等と表示ができる。



認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。



「**有機農産物の日本農林規格（有機JAS）**」には、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、**✓周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること**
✓は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
✓組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと
などが規定されている。

▼化学肥料や化学農薬の使用状況（取組水準）と用語の関係



※ H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

有機農業がもたらす効果

➤ 有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとともに、海外からの化学肥料の輸入に依存しない農業としても効果的。

生物多様性の保全への貢献



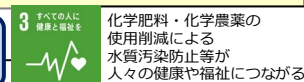
➤ 有機の水田では慣行栽培よりも高い生物多様性が確認。

生物多様性の保全に係る効果

生物群 ¹	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < 有機
アシナガバモ属	慣行 < 農薬節減 < 有機
アカネ属	慣行 < 有機
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < 有機
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い

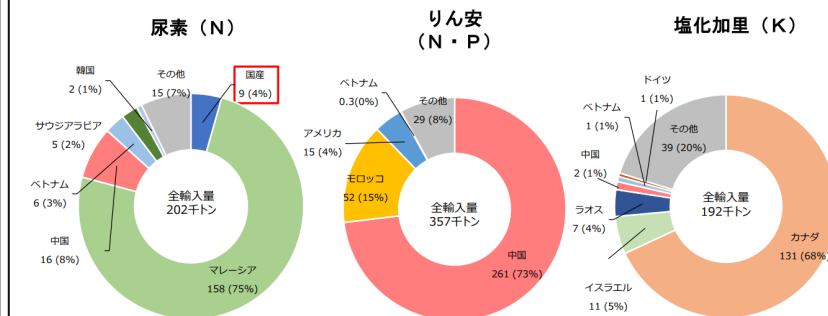
令和元年8月28日（国）農研機構プレスリリース
「研究成果」有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」より

資材の海外依存からの脱却



- 我が国の化学肥料原料はほぼ全量を海外からの輸入に依存。
- 食料の安定供給の確保の観点からも、化学肥料に依存しない有機農業の拡大は重要。

R5肥料年度（令和5年7月～令和6年6月）



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けものを除く。）。
注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。
2）全輸入量には、国産は含まれない。

海外での有機農業の効果に関する研究事例



有機農業と慣行農業の比較調査結果を整理。有機農業では、

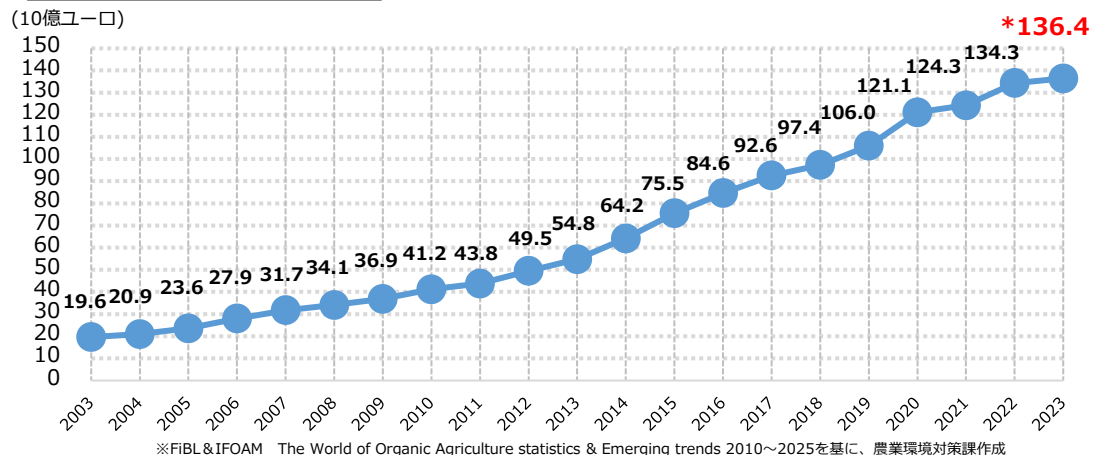
水質保全、土壌肥沃度、生物多様性、地球温暖化防止（土壌炭素貯留）、土壌浸食防止、資源（窒素等）の利用効率等の面で有意な差がある（有機農業の方が優良）。

（ハインリヒ・フォン・チューネン研究所（ドイツ連邦政府のシンクタンク）の報告 https://literatur.thuenen.de/digbib_extern/dn060722.pdfをもとに農業環境対策課が整理）

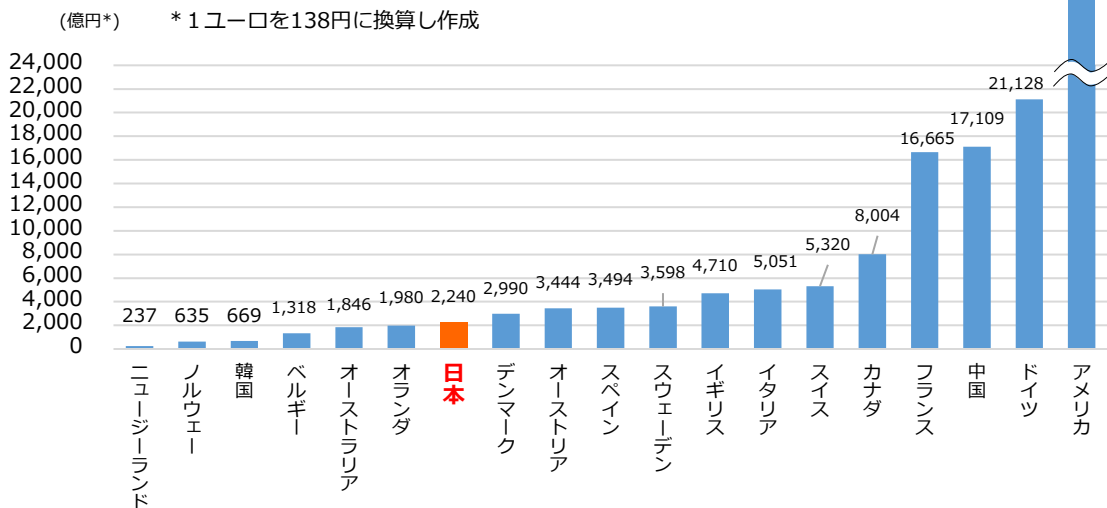
有機食品市場 ①世界の状況

- 世界の有機食品売上は増加傾向にあり、2023年では約1,364億ユーロ（約20.7兆円/1ユーロ=152円）。
- 米国の売上は8兆円超、独は2兆円超、中国、仏は1兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模（2022年）。
- ドイツやフランスでは、有機食品の売上げは一般の店舗が最大。ドイツではここ2年の伸びが顕著（2021年）。
- 1人あたりの有機食品消費額の世界平均は2,346円(17.0ユーロ)、スイスや北欧諸国で高い傾向（2022年）。

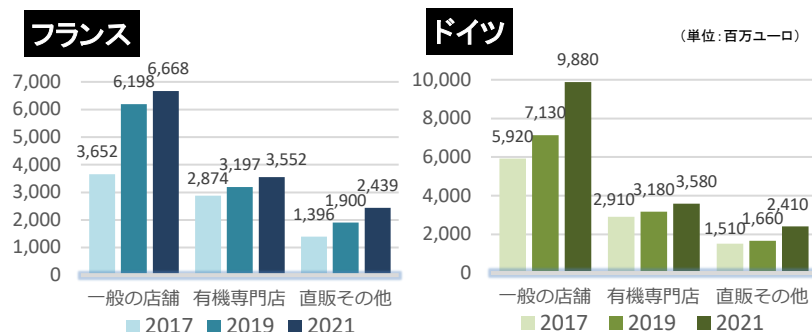
世界の有機食品売上の推移



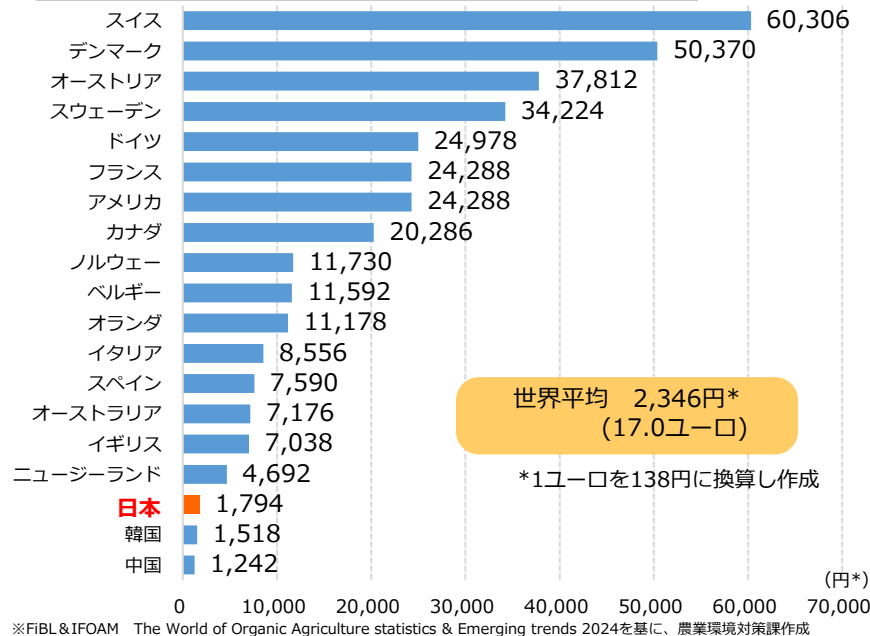
国別の有機食品売上額(2022年)



欧州各国の小売業態別有機食品売上の推移



国別1人あたりの年間有機食品消費額 (2022年)



有機食品市場 ②日本の状況

- 我が国の有機食品の市場規模は、消費者アンケートにより、2009年に1,300億円、2017年に1,850億円、2022年に2,240億円と推計。
- 2022年の調査では、週に1回以上有機食品を利用する消費者は32.6%。

我が国の有機食品市場規模の推計状況（消費者アンケートに基づく）

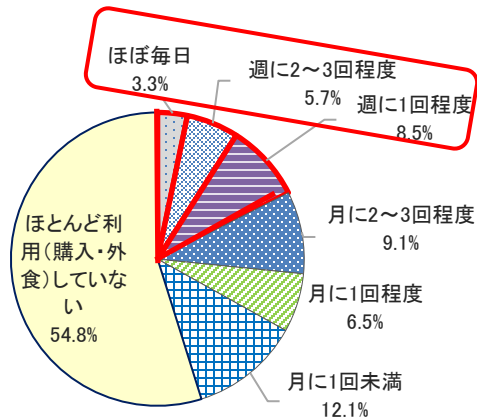
推計年度	2009年	2017年	2022年	2030年 (目標)
日本全国の有機食品市場規模の推計値（円）	1,300億円	1,850億円	2,240億円	3,280億円

※2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成
2030年は、上記2009年、2017年推計値を基に、農業環境対策課作成

消費者アンケート調査の結果

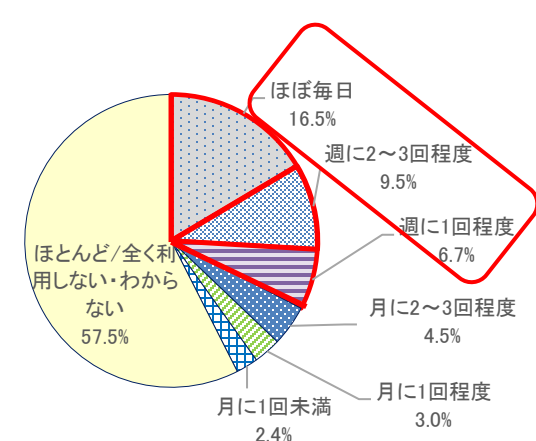
2017年

週に1回以上有機食品を利用＝17.5%



2022年

週に1回以上有機食品を利用＝32.6%

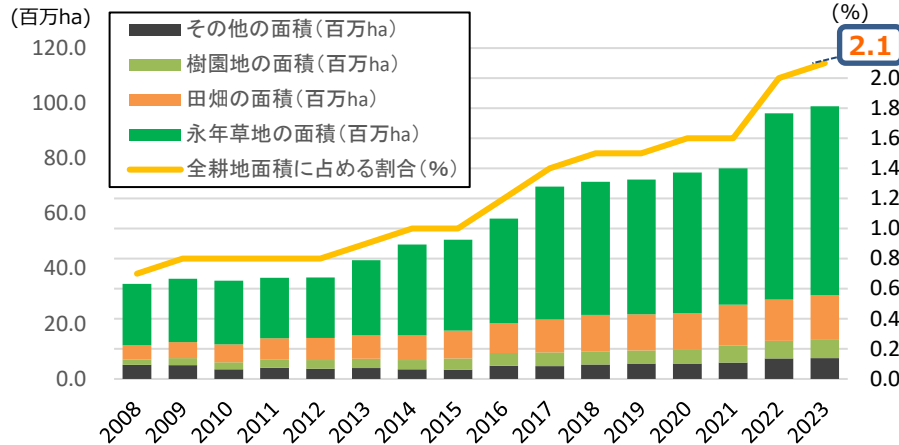


農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」から、農業環境対策課作成

有機農業の取組面積 ①世界の状況

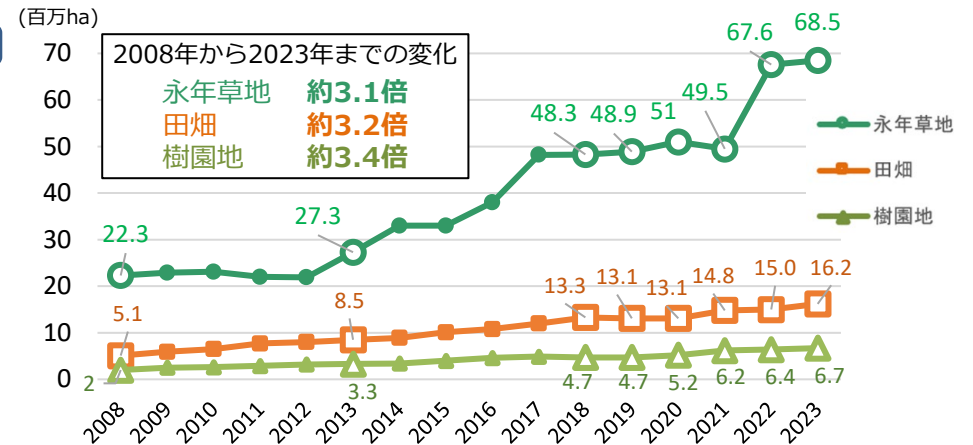
- 世界の有機農業の取組面積は過去15年間で約3倍に拡大し、2023年では約98.9百万ha、全耕地面積に対する有機農業取組面積割合は約2%。ここ10年程度は永年草地の拡大が顕著。
- 有機農業の取組面積割合は、欧州諸国では高い一方、アメリカや中国は低く1%に満たない。

世界の有機農業取組面積及び全耕地面積に占める割合



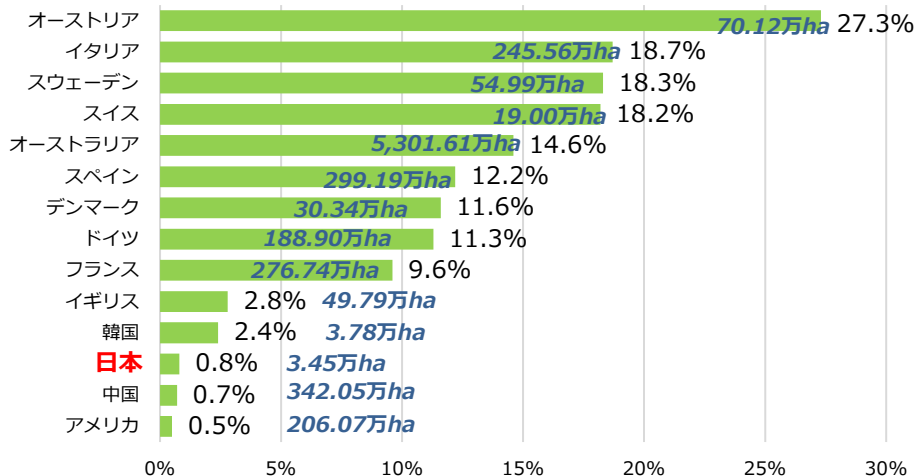
※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成

世界の地目ごとの有機農地面積の変化



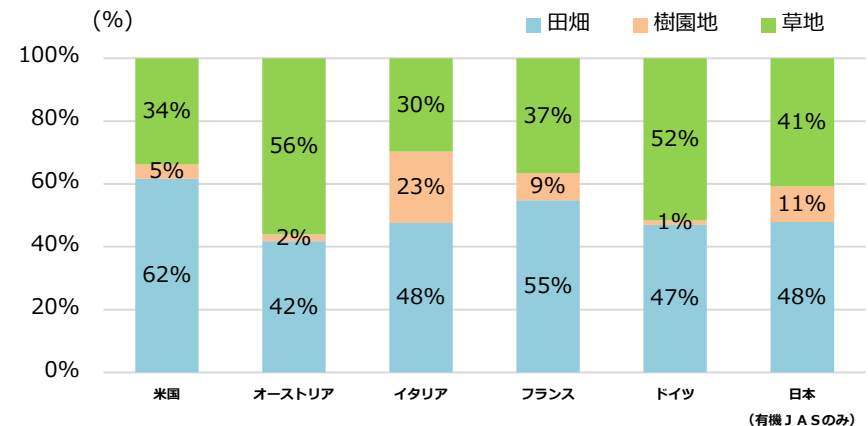
※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成

耕地面積に対する有機農業取組面積と面積割合 (2023年)



注1: FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成。
注2: 日本は、有機JAS認証を取得していない有機農業が行なわれている農地面積を含む。

各国の有機農業面積に対する地目別の割合 (2023年)

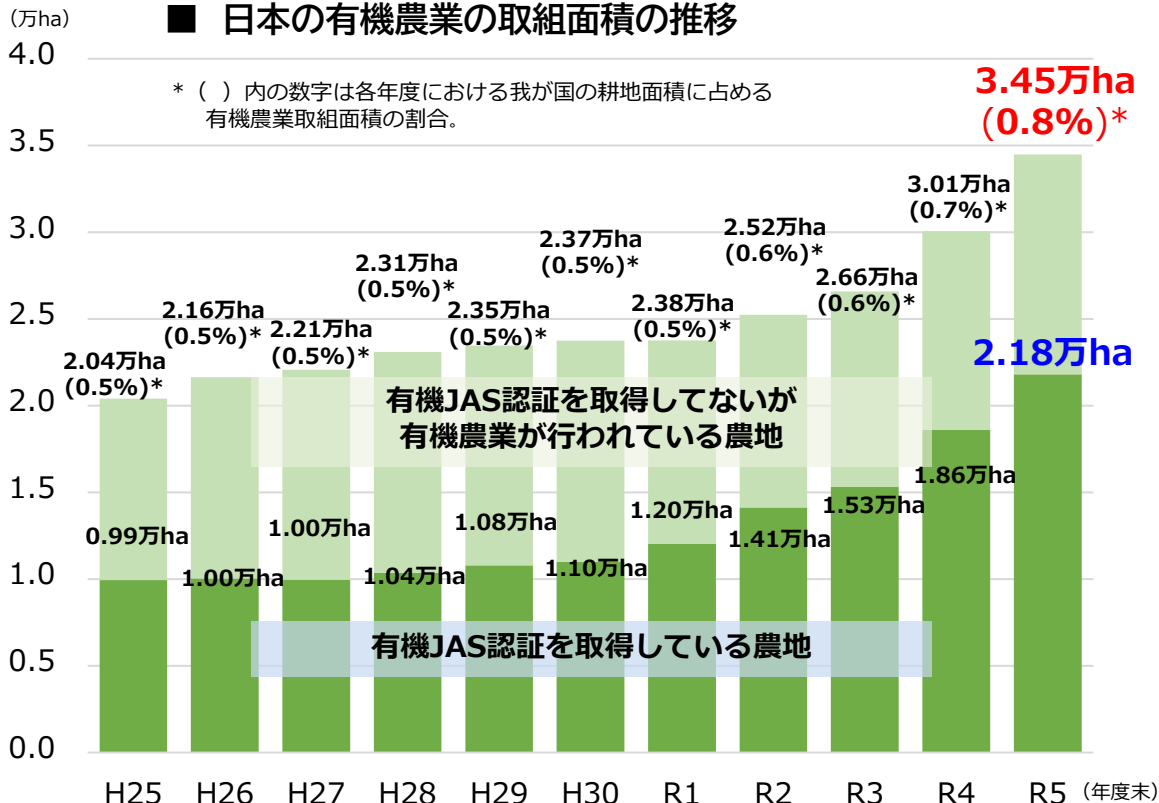


※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2025を基に、農業環境対策課作成

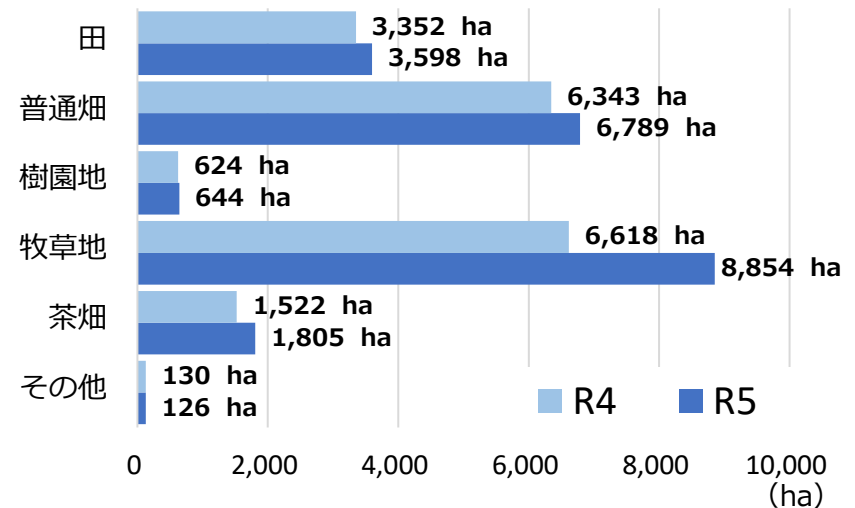
有機農業の取組面積 ②日本の状況

- 日本の有機農業の取組面積は拡大傾向にあり、特に有機JAS認証農地は10年で2.2倍に拡大。
- 地目別では、主に牧草地や普通畑で拡大。

日本の有機農業の取組面積の推移



有機JASの地目別面積の推移 (R4年度→R5年度)



地目別で、有機JAS面積の伸びの大きい都道府県 (R4年度→R5年度)



有機農業取組面積は10年で**69%**増加

H25 2.04万ha → R5 3.45万ha

有機JAS認証取得面積は10年で**120%**増加

H25 0.99万ha → R5 2.18万ha

※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H25、26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）

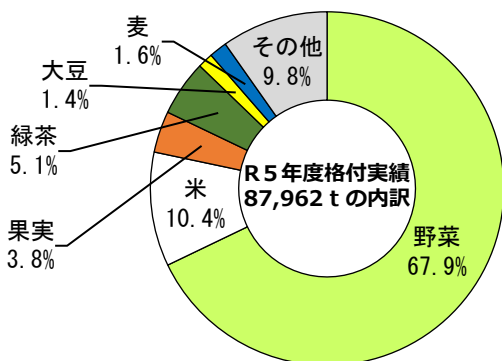
※ 令和3年度末までの有機JAS認証を取得している農地は、翌年度4月1日時点の数値を集計しているため、本グラフにおいては前年度末（3月31日）時点のデータとして記載。（例：令和3年度末（令和4年3月31日）の有機JAS認証を取得している農地の数値は「国内における有機JASほ場の面積（令和4年4月1日現在）」から引用）

有機JAS認証取得農産物の国内外での格付状況

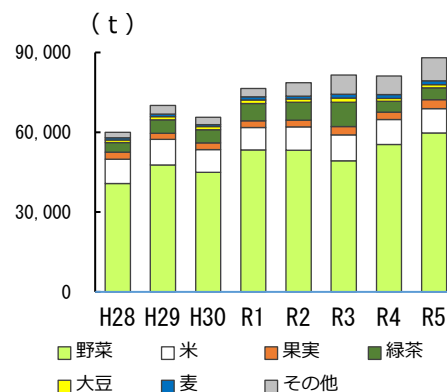
- 令和5年度に国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約8万8千トンで、野菜が68%、米は10%。
- 国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、野菜は0.43%、米や麦、果実は0.1%程度であるが、茶は6%を超えており、大豆は0.47%となっている。
- 海外で格付けされたもののうち日本向けに出荷された有機農産物は年間約6万トン（国内格付け数量の約7割）で、果実、大豆、コーヒー生豆及びさとうきびで約8割を占める。

区分別格付実績（国内）

▼有機農産物の区分別格付実績(R5年度)



▼有機農産物の区分別格付実績の推移



総生産量に対する有機JAS（国内）の割合*（R5年度）

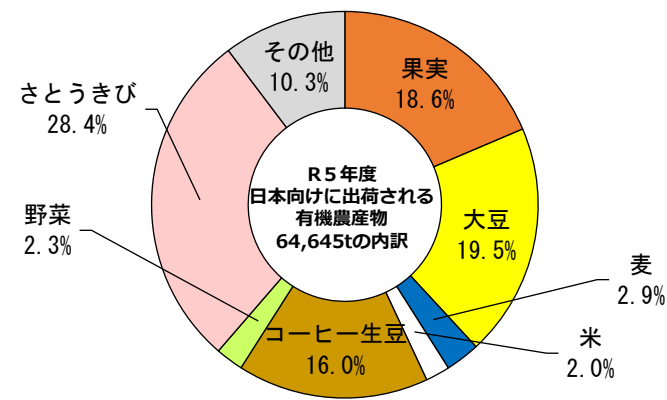
区分	総生産 (千t)	格付数量 (国内) (t)	有機JAS の割合*
野菜	13,964	59,705	0.43%
果実	2,447	3,333	0.14%
米	7,911	9,187	0.12%
麦	1,310	1,437	0.11%
大豆	261	1,227	0.47%
緑茶(荒茶)	68	4,486	6.60%

* 各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合

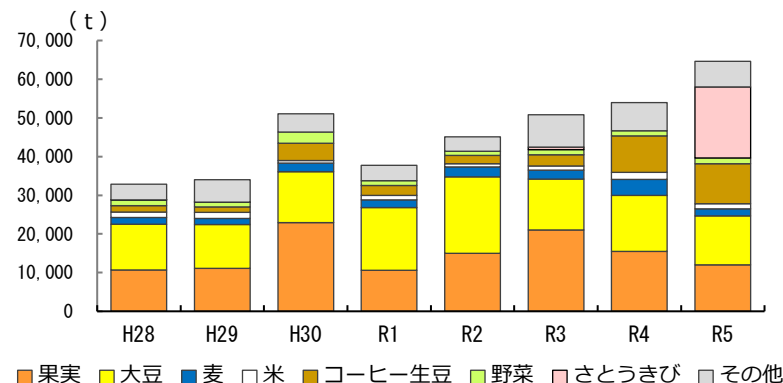
※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

日本向けに出荷された有機農産物

▼日本向けに出荷された有機農産物の内訳(R5年度)



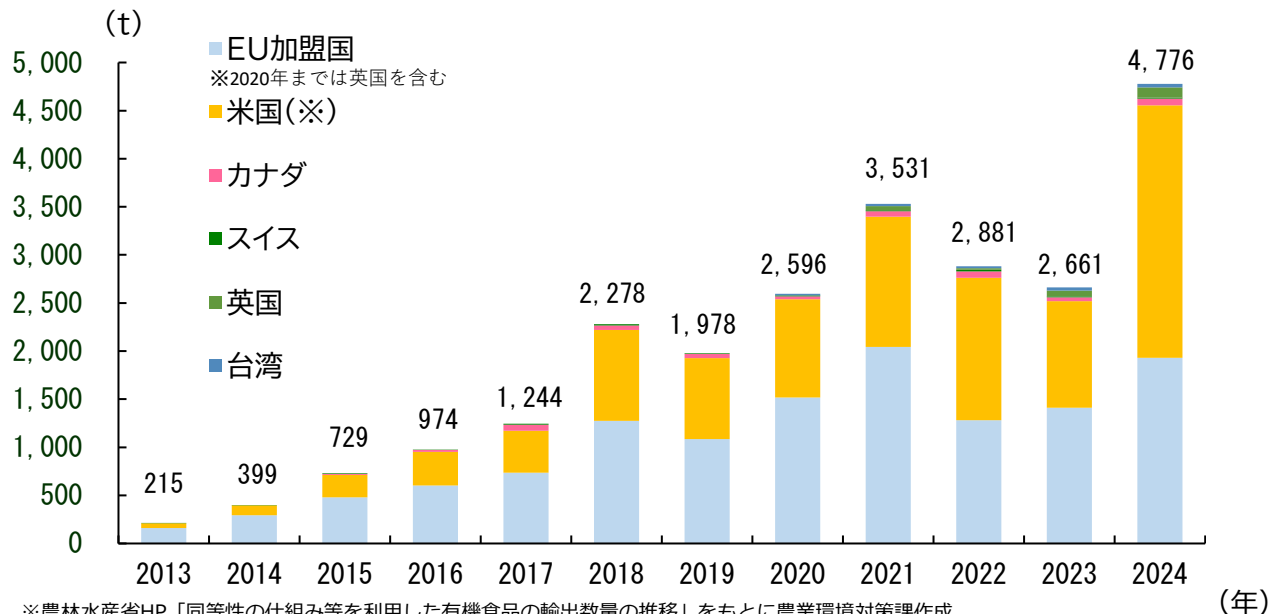
▼日本向けに出荷された有機農産物の推移



※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

有機食品の輸出の動向

米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成
 ※米国向け輸出数量は、2013年分まではレコグニションアグリーメントに基づき農林水産省から認定された認証機関が取りまとめた輸出実績のみを集計。

<有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ（**有機JAS認証を取得すれば**）、外国・地域の有機認証を受けずに、**「有機」と表示した農産物等の輸出が可能**です。

<有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、**「有機」と表示した農産物等の輸出ができません**。

2024年の主な有機食品の輸出数量*

*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の合計

品目	輸出数量
茶	2,999 t
こんにゃく	25 t
梅加工品	68 t
味噌	148 t
醤油	1,015 t
食酢	123t
納豆	78t
農産物(米)	6 t

輸出に関する各種情報

JETRO ポータルサイト

各国の基礎的なマーケット情報、規制を調べられます。



農林水産省・食品の輸出支援ポータル



GFP 農林水産物・ 食品輸出プロジェクト

輸出に取り組む農林漁業者、生産者団体、食品事業者の交流のための枠組み。



（参考）有機農産物の輸出にあたっては、輸出先国の残留農薬基準を確認しましょう。
 有機JASで認められている農薬でも、輸出する際は、輸出先国の残留農薬基準値の確認が必要です

品目別の残留農薬基準値についてはこちら（輸出・国際局輸出支援課のページ）▶

※基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。



有機農業に取り組む生産者の状況

- ▶ 平成22年時点で有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- ▶ 新規参入者のうち有機農業に取り組んでいる者は約3割と高い傾向。
- ▶ 令和6年度の有機JASを取得している農家戸数は、平成22年度以降過去最大の4,075戸。

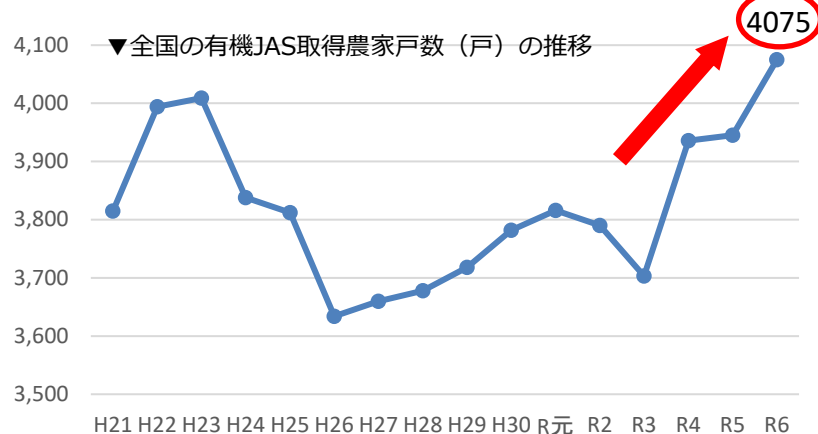
有機農業に取り組んでいる農家数の推計（H22年度）

*（ ） 内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸 (0.5%) *
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸 (0.2%) *
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸 (0.3%) *

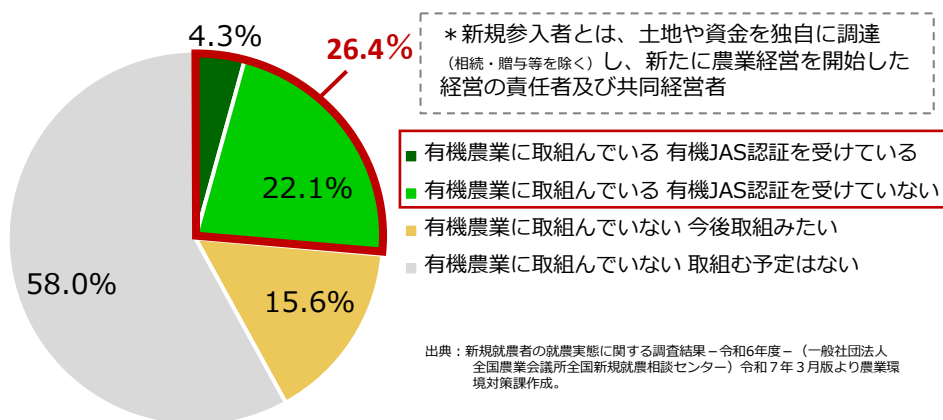
全国の総農家数は2010年世界農林業センサス、有機農業に取り組んでいる農家戸数は、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課（当時）調べ

有機JASを取得している農家戸数の推移

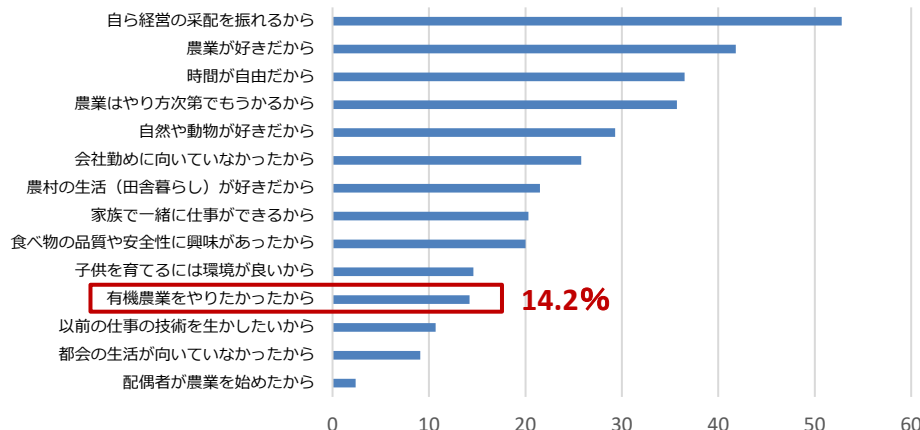


※農林水産省HP「県別有機認証事業者数」をもとに農業環境対策課作成

有機農業に取り組んでいる新規参入者*の割合（R6年度）



新規参入者が就農した理由（R6年度）※複数選択

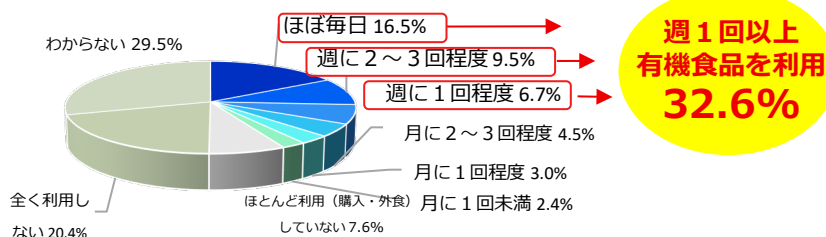


※新規就農者の就農実態に関する調査結果—令和6年度—（全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。

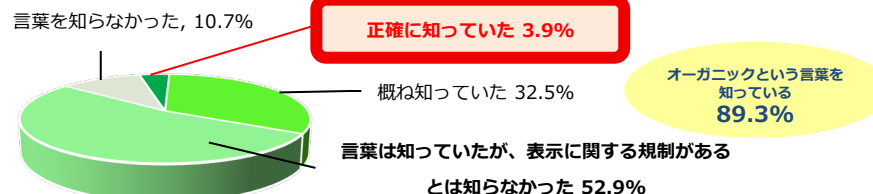
有機農産物の消費の動向

- 消費者の32.6%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、表示に関する規制の認知度は低い。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
 - (1) 「有機野菜」を購入したことがある者が5割で最大。3割以上が豆腐、納豆、パン類を購入している。
 - (2) 9割弱がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は1割弱。
 - (3) 有機農産物に対するイメージは「健康にいい」「価格が高い」「安全である」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も7割弱。

有機食品の購入や外食等の頻度

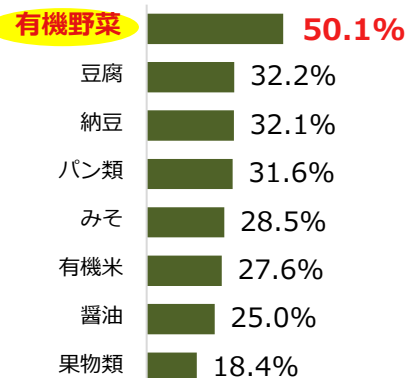


有機やオーガニックという言葉の理解度

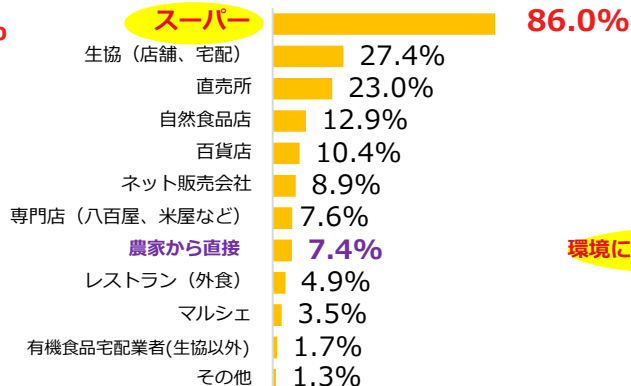


国内の20歳以上の一般消費者を対象に調査（n=5,000）

購入経験のある有機食材（複数回答）

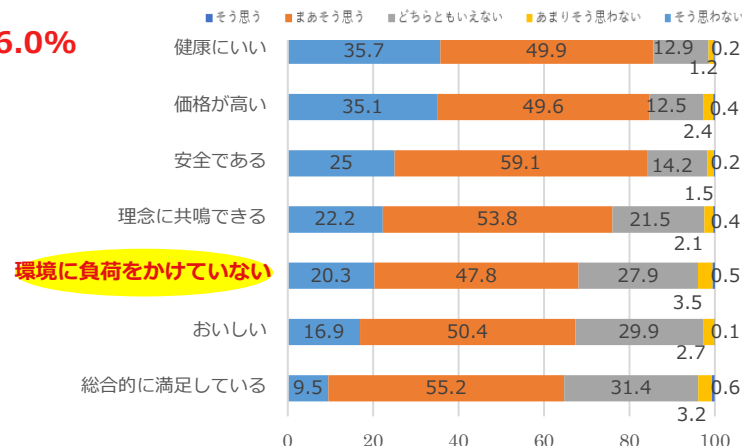


有機食品の購入先（複数回答）



週に1回以上有機食品を利用する20歳以上の一般消費者を対象に調査（n=2,820）

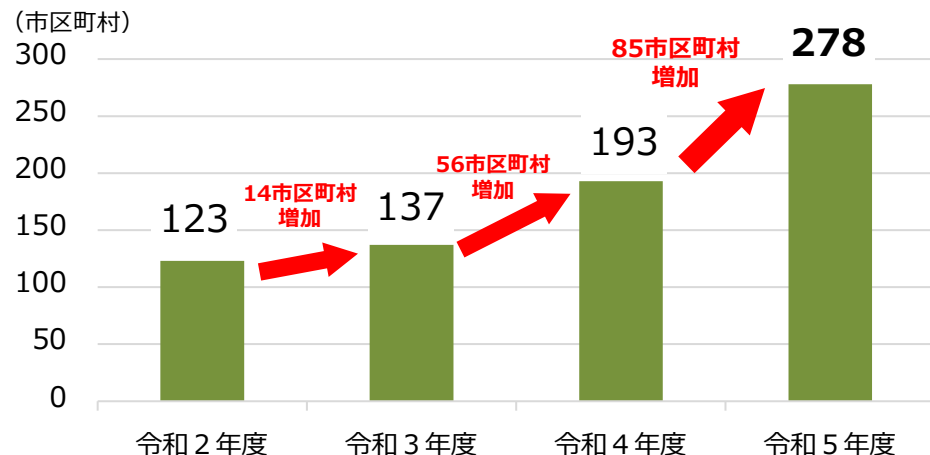
購入している有機食品のイメージ（複数回答）



学校給食における有機農産物等の利用状況 ①市区町村数

- 令和5年度末時点で278市区町村が学校給食で有機農産物等を利用しており、令和4年度末から85市区町村増加。これは国内の市区町村数の約16%を占める。
- 品目別の取組自治体数では、野菜の利用が最も多く（189市区町村）、次いで米飯の利用が多い（127市区町村）。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数（令和2～5年度）



出典：農業環境対策課「令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

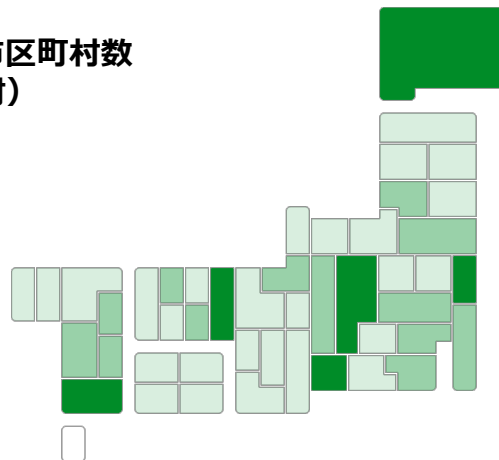
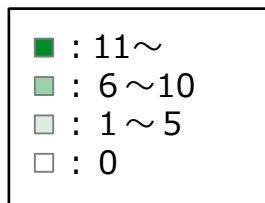
有機食品の品目別の取組市区町村数	
米飯	127
野菜	189
果物	18
豆類	12
調味料・加工食品	20
その他 (パン、茶、きのこ類等)	10

※学校給食で有機食品を利用していると回答した278市区町村のうち、利用品目について未回答又は品目については把握していないとの回答があった13市区町村を除いた265市区町村の回答を取りまとめ（複数回答）

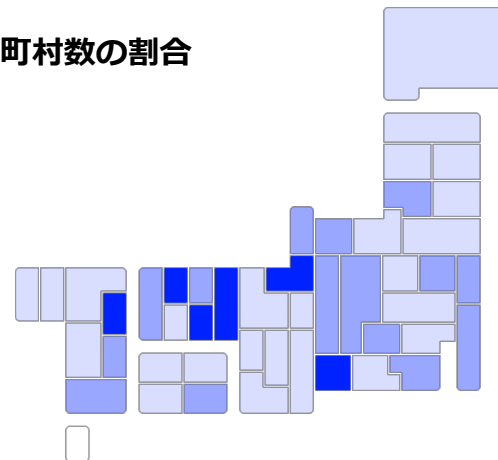
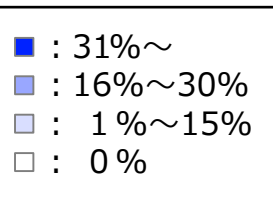
出典：農業環境対策課「令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

学校給食で有機食品を利用している市区町村数の都道府県分布（令和5年度）

都道府県ごとの取組市区町村数（全国で278市区町村）



都道府県ごとの取組市区町村数の割合（全国平均：約16%）



出典：農業環境対策課とりまとめ「令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

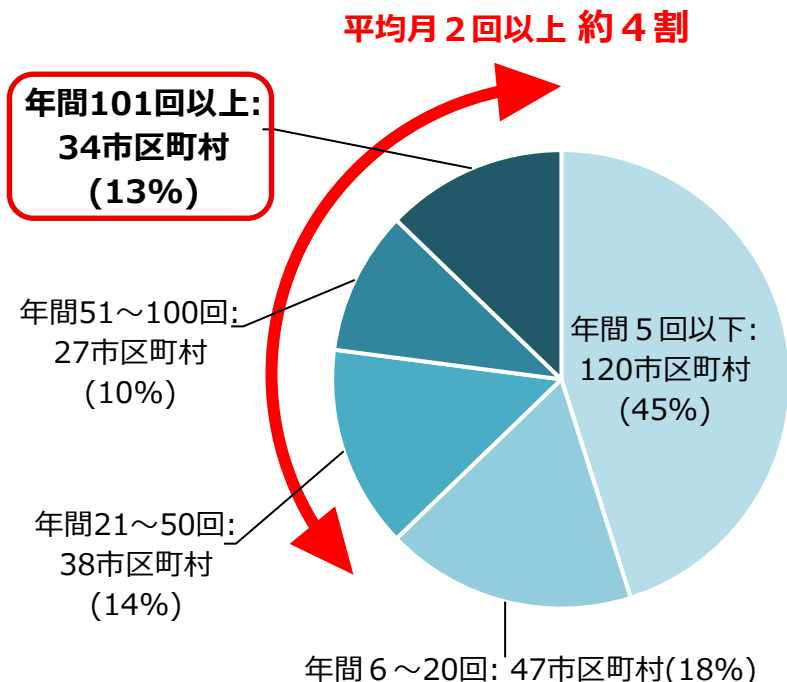
※学校給食での有機食品の利用回数が年間1回以上あると回答があった市区町村。なお、市区町村内の学校のうち、1校でも取組を実施していれば、取組をしているとカウントして集計。

学校給食における有機農産物等の利用状況 ②取組回数・産地・品目

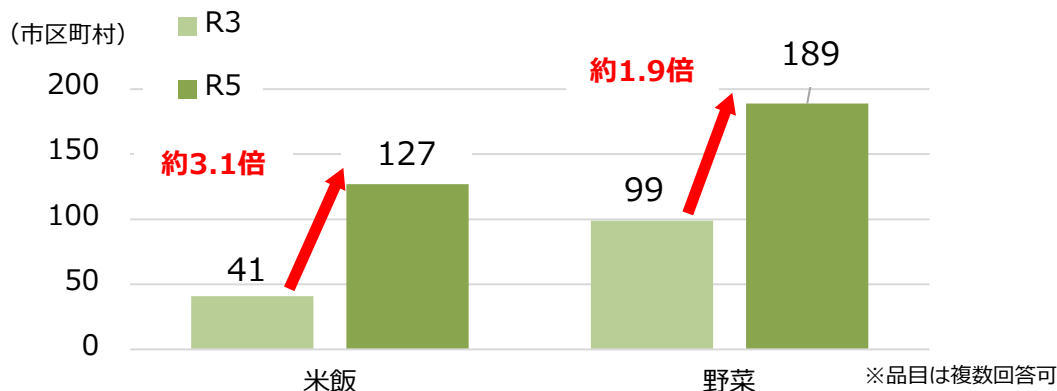
- 令和5年度における学校給食での有機食品の利用について、平均して月2回以上利用している自治体は約4割。また、年間101回以上利用している自治体は1割以上を占める。
- 84%の自治体が同一の自治体内で生産された有機農産物等を利用。
- 令和3年度から令和5年度にかけての品目別取組市区町村数の推移について、野菜は約1.9倍に増加したのに対し、米飯は3.1倍に増加。

学校給食に有機農産物等を利用する回数（令和5年度）

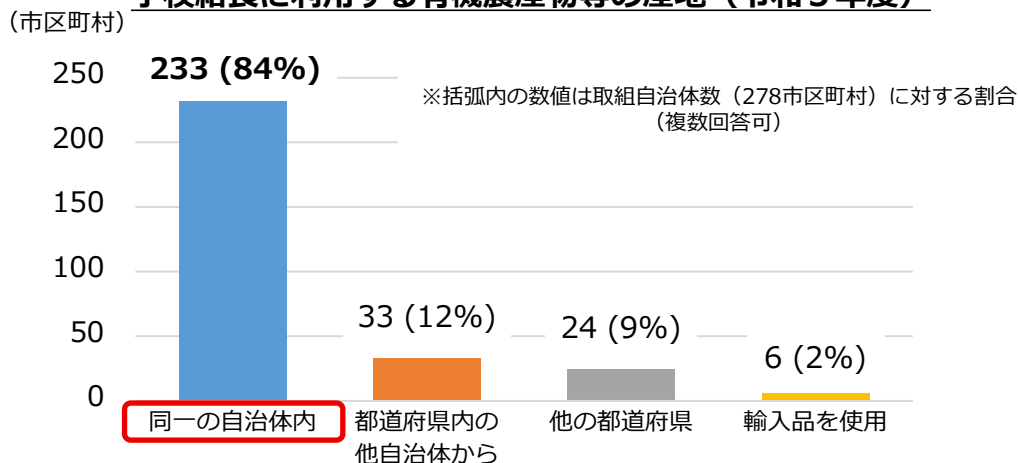
※括弧内の数値は有効回答のあった266市区町村に対する割合
(複数回答があった場合は最大値をカウント)



品目別取組市区町村数の推移（令和3年度～令和5年度）



学校給食に利用する有機農産物等の産地（令和5年度）





Ⅱ．有機農業の推進に関する法律関係

有機農業の推進に関する法律

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成19年に策定（平成26年に改定）し、有機農業者の支援、技術開発、消費者の理解と関心の増進、連携・協力体制の整備等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。この状況を踏まえ、令和2年4月に本方針を改定。

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、**農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（以下略）

第六条

農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

（以下略）

基本方針において定める事項

1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

第七条

都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画）を定めるよう努めなければならない。

（以下略）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

- ▶ 新たな方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - ▶ 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
 - ▶ 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - ▶ **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - ▶ 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように**見通し**。
 - <国内の有機食品の需要>
1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017）→ **3,280億円（2030）**
 - <有機食品の輸出額>
17.5億円（2017）→ **210億円（2030）**
- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。
 - 【有機農業の取組面積】
2.35万ha（2017）→ **6.3万ha（2030）**
 - 【有機農業者数】
1.18万人（2009）→ **3.6万人（2030）**
 - 【有機食品の国産シェア】
60%（2017）→ **84%（2030）**
 - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】
17.5%（2017）→ **25%（2030）**

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※青太字は今次基本方針にて追加された施策

▶ **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等**

▶ **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等**

▶ **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等**

▶ **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起等**

▶ **技術開発・調査**：**雑草対策、育種等**、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信等**

中間評価及び見直し

- 10年後（**2030年**）を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

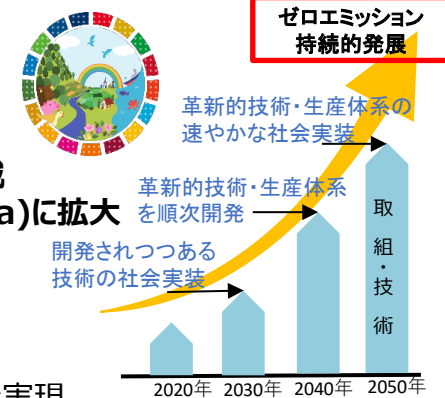
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

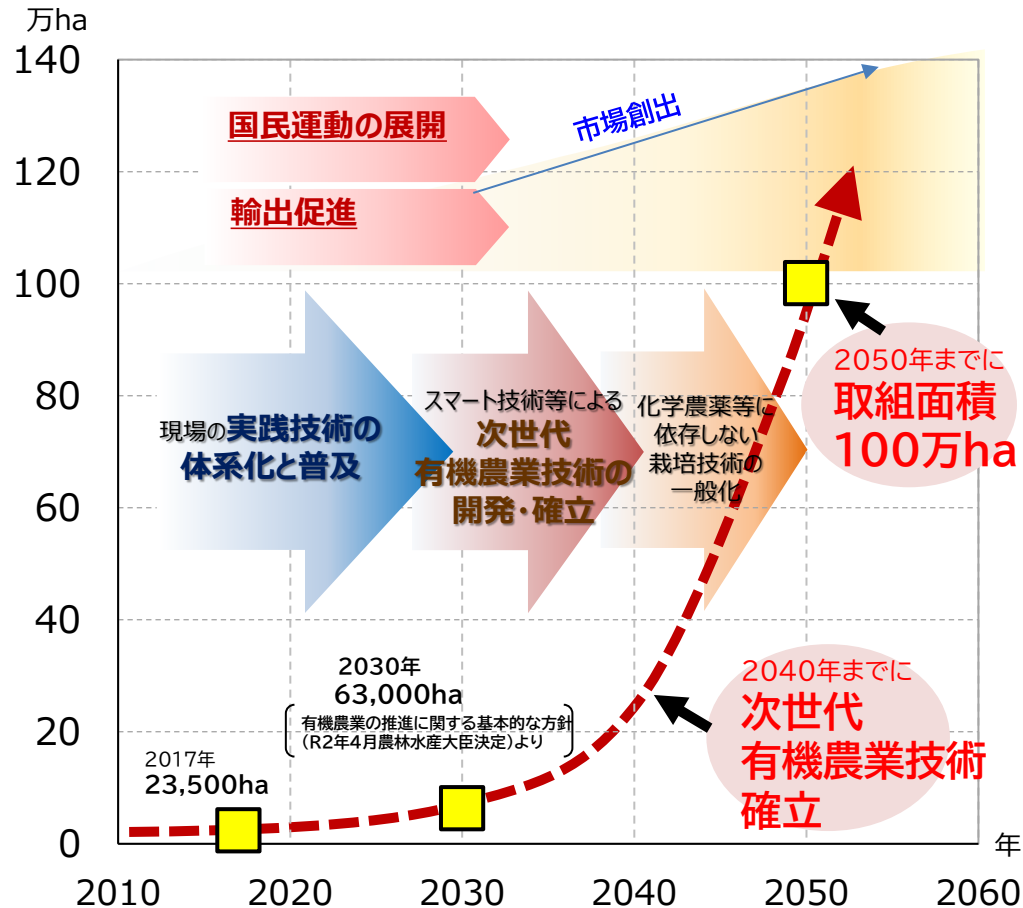
- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

有機農業の取組の拡大

目標

- **2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- **2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立**



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

2.35万ha(2017)→**6.3万ha** (2030)

有機農業者数

1.18万人(2009)→**3.6万人** (2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017) →**84%** (2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017) →**25%** (2030)

推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

食料・農業・農村基本計画の有機農業に関する概要（令和7年4月策定）

- 令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月11日に閣議決定。
有機農業については、3つのKPIが設定されるとともに、環境負荷低減に向けた取組として、有機農業の推進が定められた。

KPIの設定

	目標 (2030年 (年度))	KPI (2030年(年度))	
環境と調和のとれた食料システムの確立	生物多様性の保全	有機農業の取組面積	3.0万ha (2022年度) →6.3万ha
		有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村 (2024年度) →250市町村
		有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38% (2023年度) →80%

本文抜粋

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

1 農業生産活動における環境負荷の低減

(2)環境負荷低減に向けた個別分野の取組

② 生物多様性の保全等に関する取組の推進

イ 有機農業の推進

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2022年度には約3万haまで拡大した。

一方、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが高くなることが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。

このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、**オーガニックビレッジの横展開**や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。技術の普及については、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、**現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進**するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、**次世代の有機農業技術の研究開発を推進**する。

また、有機農産物のブランド価値及び品質の向上を図るとともに、EUなど環境負荷低減に関心の高い海外市場をターゲットとし、有機農産物の**輸出に向けた取組を推進**する。加えて、**学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、産地と消費地が連携した取組の拡大**を図るほか、**国産原料を使用した有機加工品の開発**や**効率的な流通体制の構築等**、産地と事業者が連携した取組を後押しする。



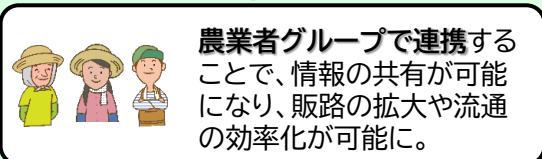
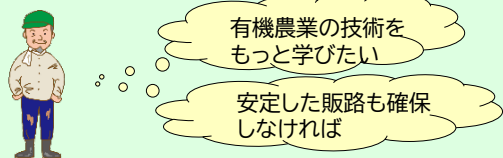
Ⅲ. 有機農業支援施策とその取組

2030年に向けた有機農業拡大の道筋

➤ 2030年に向けては、より多くの農業者が、持続可能な農業・有機農業に取り組みやすくするため、個々の農業者の点の取組から、幅広い関係者と協力した面的な取組への展開を進めていくことが重要。

点 の取組

2007年～
(有機推進法)



生産・技術面の施策

民間の技術指導団体
による指導

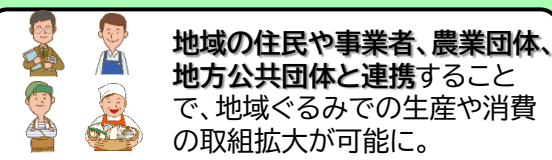
栽培技術の普及

- ・ 農業大学校等における有機の専門コース設置
- ・ 有機農業指導員の育成

販売・消費面の施策

販売・流通事業者とのマッチング

2021年～
(みどり戦略)



みどり法に基づく特定区域の設定や地域計画の策定による、有機農業の団地化の推進

地域内での栽培技術の普及

- ・ オーガニックビレッジにおける産地の技術の普及
- ・ グリーンな栽培体系への転換サポート

地域内での流通・消費の拡大

- ・ オーガニックビレッジにおける学校給食等での利用やマルシェ等の開催
- ・ 産地と消費地が連携した取組への支援

オーガニックビレッジ 131市町村（～R6）

広域的な技術の体系化

- ・ 広く県域で有機農業の経営や技術の見える化を推進
- ・ 農研機構等による研究プロジェクトの推進
- ・ 両正条田植機等の革新的な技術の普及

直接的な支援の拡充

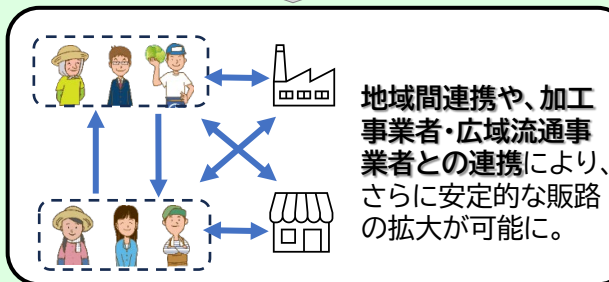
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金の拡充
- ・ 有機転換推進事業

広域的な流通・消費の拡大

- ・ 日本有機加工食品コンソーシアムの設立
- ・ 加工流通施設整備への支援
- ・ 有機農産物の輸出の拡大
- ・ 流通の効率化に向けた実証
- ・ 有機農業の日 特別期間の実施
- ・ 公共調達における利用の推進

面 の取組

～2030年



オーガニックビレッジを核に、幅広い関係者と協力し、広域で有機農業に取り組むエリアを創出

農林水産省の有機農業支援施策一覧（令和7年度）

1 有機農業の産地づくり

- (1) オーガニックビレッジの創出
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業）
- (2) オーガニックプロデューサーの派遣
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）

2 有機農業に取り組む農業者の支援

- (1) 有機JAS認証の取得支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）
- (2) 新たに有機農業に取り組む農業者の支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機転換推進事業）
- (3) 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対する支援
（日本型直接支払のうち環境保全型農業直接支払交付金）

3 栽培技術の開発・普及

- (1) 有機農業の技術の体系化・横展開
- (2) 地域に応じた有機栽培マニュアルの作成
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
グリーンな栽培体系加速化事業）

4 指導体制の整備

- (1) 有機農業指導員の育成
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
環境負荷低減活動定着サポート事業）
- (2) 民間有機指導団体による技術指導活動の支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）
- (3) 有機農業を広く県域等で指導できる環境の整備
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業）

5 有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

- (1) 有機加工食品原料の輸入から国産への置き換え促進
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）
- (2) 有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けた取組の支援
（グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業）

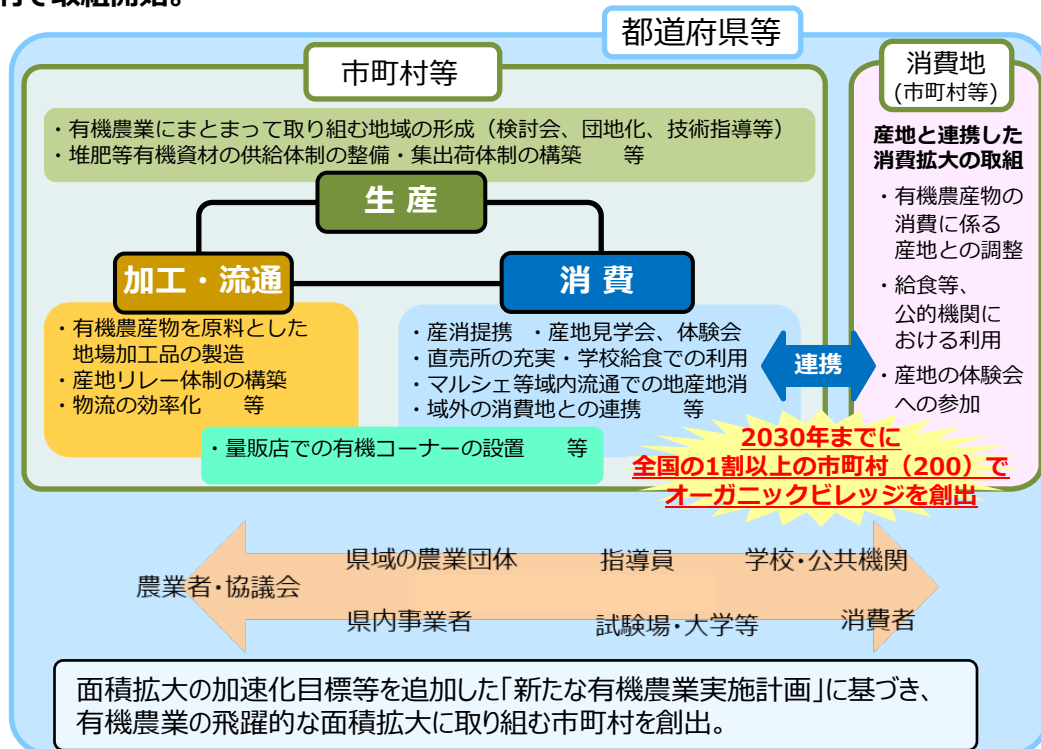
6 消費者へのアプローチ

- (1) 国産有機農産物等の需要拡大
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）
- (2) 国産有機サポーターズの運営
- (3) 「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施

1 有機農業の産地づくり

(1) オーガニックビレッジの創出 (みどりの食料システム戦略推進交付金)

有機農業の面積拡大に向けて、**地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』**を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、**全国各地での産地づくりを推進**。現時点で46道府県150市区町村で取組開始。



全国各地の取組の共有 → 横展開

オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

令和6年度 131市町村



令和7年度 150市区町村

(2) オーガニックプロデューサーの派遣

有機農産物等の販売戦略の提案や助言等を行う、**オーガニックプロデューサーを派遣**し、有機農業の拡大に向けた産地の課題解決を支援。

オーガニックプロデューサーとは

安定生産に向けた生産技術、共同出荷グループづくり、販売方法の助言など、各地の要望に応じて、有機農業の生産から消費までの様々な面での助言を行い、有機農業推進に向けた地域の課題解決を支援。

オーガニックプロデューサーによる支援事例

○山形県南陽市

「市内レストランへの有機農産物の導入拡大支援」

地場産の有機農産物の活用に向け、地元飲食店と農家との信頼関係の構築（シェフ向け農家視察ツアーの開催）、地域内物流システム（直売所や集荷場の有効活用）と受発注の簡素化（LINEなどを活用）等のノウハウを提供。

その他、過年度の支援事例↓



送料を抑えたいが、どうすれば？

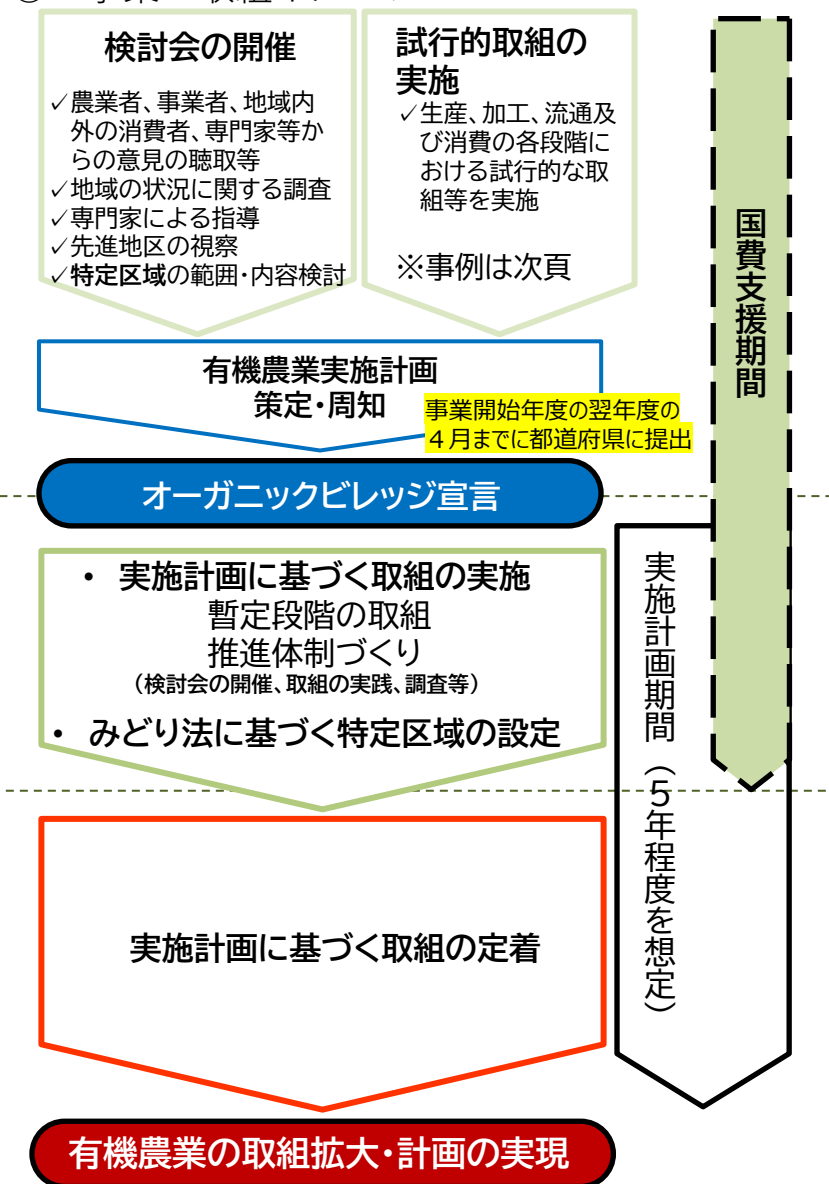


バイヤーや消費者を呼んでイベントができないかなあ。

1 有機農業の産地づくり

① 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）

○ 事業の取組イメージ



有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進

○ 補助率 定額 ※機械リースのみ補助率1/2以内

有機農業実施計画の策定

(検討会の開催・試行的な取組の実施)
(上限1,000万円)

事業期間は
原則1年以内

1年目

最大2か年を支援

※R6年度までに開始した地区の支援期間は最長3年間

実施計画の実現に向けた取組の実践
(上限800万円)

事業期間は1年以内

2年目

自立へ

R7年度からは、産地と消費地が連携した消費拡大の取組に対して、上限200万円を加算。

○ 対象経費

- ・ 備品費（リース・レンタルが困難な場合）
- ・ 賃金
- ・ 事業費（会場借料、借上費※、原材料費（学校給食での利用等に必要な原材料費を含む）、資材費、消耗品費、情報発信費、研修等参加費等）
- ・ 旅費（委員旅費、調査等旅費）
- ・ 謝金
- ・ 委託費
- ・ 役務費

補助率定額
※リース料のみ補助率1/2

○ 対象にならない経費

施設整備費、地方公共団体職員等の人件費、事業を実施していない期間の経費 等

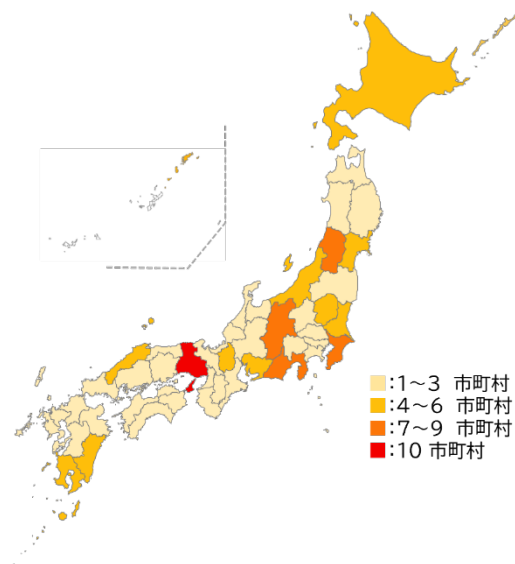
1 有機農業の産地づくり

② オーガニックビレッジ実施地区

【R7. 08. 29時点】

- 有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。
- 令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で46都道府県150市区町村で取組開始。

【実施市町村】



都道府県	市町村
北海道	(5) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、遠野市
宮城県	(4) 登米市、栗原市、大崎市、加美町
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高畠町
福島県	(3) 二本松市、喜多方市、会津若松市
茨城県	(4) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(3) 小川町、所沢市、さいたま市
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、匝瑳市
東京都	(1) 台東区
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(7) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、長和町
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、小山町
新潟県	(5) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、津南町
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、白山市
福井県	(1) 越前市
岐阜県	(2) 白川町、飛騨市
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町

都道府県	市町村
三重県	(3) 尾鷲市、名張市、伊賀市
滋賀県	(4) 甲賀市、近江八幡市、日野町、東近江市
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、稲美町
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、八頭町
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、新庄村
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(1) 馬路村
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、五島市
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町
鹿児島県	(5) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、姶良市

令和6年度131市町村



新たに19市区町村
で取組を開始

令和7年度150市区町村

※下線は令和7年度開始地区

1 有機農業の産地づくり

③ オーガニックビレッジの取組事例

有機農業の拡大に向けて、スマート技術の導入や学校給食での利用など、地域に即した多様な取組が展開。



2 有機農業に取り組む農業者の支援

(1) 新規参入者向けの有機JAS認証習得支援

新たに有機農業に取り組む農業者（国際水準の有機農業を開始して5年以内または今後取り組む予定）の有機JAS認証の研修及び初回のは場実地検査受検等について最大12万円の単価で支援。
また、品目別に有機農業に関する栽培技術講習会を開催。

有機農業に取り組みたい農業者の方！

応募受付中!!

— 2025年 —
6月18日(水)～12月19日(金)まで
※予算の範囲を超える申請があった時点で
すぐに受付が終了となります

農林水産省 補助事業で

有機JAS認証取得に向けた

費用を補助します！

講習会受講料 **3万円** まで
※教材費含む/交通・宿泊費は対象外

は場実地検査料 **9万円** まで
※検査員の交通費も含む/宿泊費は対象外

補助対象条件
(以下の全てを満たすこと)

- 過去に有機JASは場実地検査を受けていない
- 有機JAS認証を取得し、継続する意向がある
- 有機JAS認証取得状況調査に協力すること
- 営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である、又は今後取り組むことを予定している

※講習会の受講においては、経営体で勤務する構成員でも可(当該経営体における代表者及び生産行程管理責任者、専任責任者を務めている又は務める予定の者に限る)
※国際水準の有機農業とは、有機農業産物の日本農林規格(平成17年10月27日付け農林水産省告示第1605号)第4条の基準を満たす生産方法とする

(2) 有機転換推進事業 (みどりの食料システム戦略推進交付金)

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援。

① 対象者

- 新たに有機農業に取り組む農業者（慣行からの転換者又は新規就農者）
※すでに有機農業を実践している農業者は、今まで有機農業に取り組んだことのない品目で、いままで有機農業が行われていない圃場で取り組んだ場合対象となります
- 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- 販売を目的としていること
- 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること
- みどり認定を受けている又は成果目標年度までに受ける予定であること

② 支援単価

10aあたり2万円 以内 (最小申請単位 10a)

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

② 対象となる農業者の要件

- ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（有機農業等）

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援（4,000円/10a）

【支援対象取組・交付単価】

▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用		3,600円
緑肥の施用		5,000円
総合防除	そば等雑穀・飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀・飼料作物	2,000円
炭の投入		5,000円

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

詳しくは↓



3 技術等の研究開発 — 有機農業の技術の体系化、横展開 —

- 有機農業については、現場で培われた優れた技術が蓄積されており、こうした技術を体系化し、横展開するとともに、開発されつつある技術の社会実装を進めていく必要。
- 各種生産技術の横展開として、栽培技術マニュアル等を作成し、全国の普及指導機関等に広く提供。また、関係者のネットワークづくりにより技術の共有を行うとともに、生産技術の持続的な改良に向けた研究開発を推進。

【現場で培われた有機農業技術の例】

土壌の太陽熱消毒（畑作物）



透明のシートで農地を被覆し、太陽熱により土壌中の雑草の種子等を駆除。

育苗の技術（水稻）



- ・機械化に対応したポット苗を育苗。
- ・活着の良い苗とするため、中苗以上のものを使用。

除草の技術（水稻）



農研機構では、みのる産業(株)、県、生産者等と連携し乗用型除草機を2015年に開発。

写真：NPO法人 民間稲作研究所

これまでの各種技術の取りまとめ(マニュアル等)

○有機農業の栽培マニュアル (-実践現場における事例と研究成果-)



・暖地の水田二毛作、ホウレンソウの施設栽培、高冷地露地のレタス栽培の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介。



※農研機構HPよりダウンロード可

○機械除草技術を中心とした 水稻有機栽培技術マニュアル ver.2021



・除草体系をはじめ水稻の有機栽培管理技術を分かりやすく解説。現場実証試験の概要や生産費についても掲載。



※農研機構HPよりダウンロード可

○「省力除草、安定生産の水田有機栽培体系の実証と支援アプリケーションの開発」成果集 (2025年)



・両正条植え技術に直交機械除草を組み合わせた雑草対策、有機質肥料による施肥設計を支援するアプリ開発を核とした技術開発の取組を記載。



※農研機構HPよりダウンロード可

○深水管理による省力的な有機水稻栽培を実現する農地整備&栽培管理マニュアル (2025年)



・深水管理による省力的な雑草抑制技術を農地基盤整備、栽培管理、実証試験での取組にまとめてわかりやすく説明



※農研機構HPよりダウンロード可

○関東地域における大豆有機栽培技術体系標準作業手順 (2024年)



有機大豆栽培に適した品種の選択、播種時期の変更による収量確保や虫害回避、中耕培土による雑草防除等の効果を具体的データを示しながら解説



※農研機構HPよりダウンロード可

3 技術等の研究開発 — 地域に応じた有機栽培マニュアルの作成 —

- 「環境にやさしい栽培技術」と「先端技術等を活用した省力化に資する技術」を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、グリーンな栽培体系への転換サポートにおいて、産地に合わせた栽培マニュアルの作成等を支援。

【取組事例】水田における有機栽培の技術実証

- ・大崎市有機農業・グリーン化推進協議会（構成員：宮城県大崎市、新みやぎ農業協同組合、大崎農業改良普及センター、農業者、農機メーカー）は、アイガモロボット、水管理システム、ロボット草刈機を導入した有機米の栽培体系の確立を目指し、令和4年度から栽培実証を実施。
- ・令和6年度中に、実証結果を踏まえ、産地の栽培マニュアルを作成する予定。



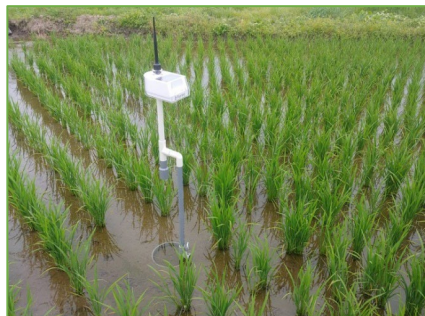
アイガモロボット

GPSを利用した自動航行で泥を巻き上げ光合成を抑制し除草剤の散布回数を削減。



水管理システム

スマートフォンで水位等のデータを確認。遠隔操作で水量を調整。見回りの頻度・時間を削減。



ロボット草刈機

リモコンで操作できるロボット草刈り機で畦畔等の除草作業を軽労化。シェアリングでコスト削減。



4 指導体制の整備に関する支援

(1) 有機農業指導員育成の支援

(みどりの食料システム戦略推進交付金)

都道府県による、有機農業等の技術指導を行う人材を育成するための研修費等を支援。



(2) 有機農業の指導を行う民間団体の取組を支援

広域的に有機農業に関する栽培技術の提供を行う民間有機団体等が農業者に対して、**現地指導**や講習会の開催を支援。



(3) 拡大加速化の推進

(みどりの食料システム戦略推進交付金)

広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた調査・検討、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援。



【経営指標の作成】

- ・ 有機栽培体系の調査・検証を行い、**経営指標**を作成

【栽培技術の整理】

- ・ 地域内の有機栽培技術の調査・整理
- ・ 栽培技術の汎用化に向けた調査や、先進的な技術の実証



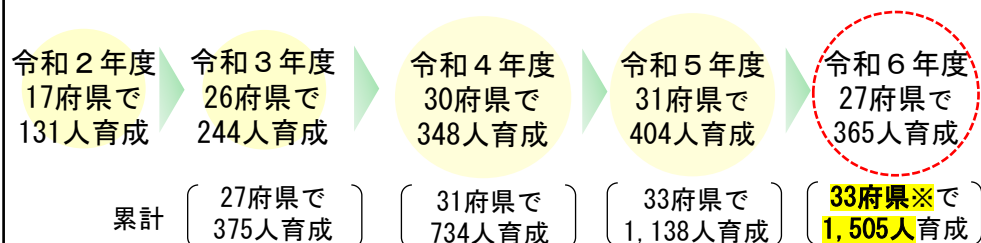
「**経営・技術指導マニュアル**」の作成・指導計画の策定

4 指導体制の整備

① 全国における有機農業指導員の育成状況

- 農林水産省では、各都道府県において有機農業に取り組む農業者への指導体制を整備するため、令和2年度から交付金により現場で有機農業の栽培技術の指導・助言を行う有機農業指導員の育成を支援。
- 令和6年度までに33府県で累計1,505人を育成。
- 熟練有機農業者や普及指導員において、地域に即した有機農業の技術指導の取組が展開。

有機農業指導員の育成数の推移



交付金により、都道府県が有機農業指導員を育成するための研修に関する経費等を支援

※ 交付金を活用して有機農業指導員を育成した33府県以外の都道府県でも、熟練有機農業者等による指導体制を整備

有機農業指導員とは

一定の研修等を受講(又は実務経験を有)し、有機農業の栽培技術や有機 JAS 制度等について指導・助言を行う者。

普及指導員等の都道府県職員その他、営農指導員等の農業協同組合職員、市町村職員、民間企業の社員、熟練有機農業者等を任命することが可能。

事例1：有機農業産地拡大のための新規就農支援体制の構築（宮崎県）

○ 新規就農者支援体制の構築

綾町で有機農業のノウハウを体系的に学ぶ「綾オーガニックスクール」を設立し、有機農業を営む農業者から栽培技術や経営手法を学べる体制を構築。



土づくり講座の様子

○ 普及組織の取組

スクールの具体的な教育内容を整理し、耕作放棄地の再生や町民を対象とした公開講座を開催。

■ 令和7年3月までに有機農業指導員9名（延べ）を育成

事例2：有機茶の生産強化の取組（静岡県）

■ 令和7年3月までに有機農業指導員24名（延べ）を育成

○ 新規就農者の活動支援

有機茶栽培を行う新規就農者への巡回指導や、販路拡大のための販売業者とのマッチング等の経営確立に向けた取組を支援。



新規就農者の茶園巡回の様子

○ 有機てん茶の生産強化

有機栽培のてん茶の品質改善や生産拡大を図るため、施肥やせん枝に係る技術実証を実施。

4 指導体制の整備

② 農業大学校等における有機農業の取組

- 道府県立農業大学校においては、全校が有機農業をカリキュラム化。この他、民間の農業教育機関等においても、有機農業の教育が実施されている。
- 令和6年度は、群馬県立農業大学校において、新たに有機農業専攻が設置。

○ 道府県立農業大学校における有機農業教育の状況

R6に有機農業の教育を実施予定 41校／41校

- ① 有機農業の専攻を設置 . . . 3校
- ② 有機農業を主とした科目を設定 . . . 16校
- ③ 科目の一部で有機農業を取り扱う . . . 22校

農林水産省経営局就農・女性課調べ（令和6年12月）

○ 有機農業教育を実施している民間教育機関等

- ・日本農業実践学園(茨城県)
- ・鶴岡市立農業経営者育成学校(山形県)
- ・とやま有機農業アカデミー(富山県)
- ・兵庫楽農生活センター(兵庫県)
- ・山都町有機農業サポートセンター(熊本県)
- ・綾オーガニックスクール(宮崎県) 等

○ 令和8年度から、兵庫県立農林大学校で有機農業アカデミー（仮称）を設置予定

○ 有機農業専攻を設置している道府県立農業大学校

島根県立農林大学校
有機農業専攻
(平成24年度～)



内容：座学の他、露地、ハウス、水田を組み合わせて、育苗から出荷まで一貫した有機栽培技術を習得

定員：10名程度（令和6年度）

期間：2年間

埼玉県農業大学校
短期農業学科 有機農業専攻
(平成27年度～)



内容：農作業の基礎、堆肥や緑肥による土づくり、野菜等60品目ごとの栽培適期や採取方法等を習得

定員：15名（令和6年度）

期間：1年間

群馬県立農林大学校
農業経営学科 社会人コース 有機農業専攻
(令和6年度 新設)



内容：土づくり、病虫害防除、有機JAS認証制度等の講義や、有機専用ほ場における実習、有機農家での研修を実施

定員：5名（令和6年度）

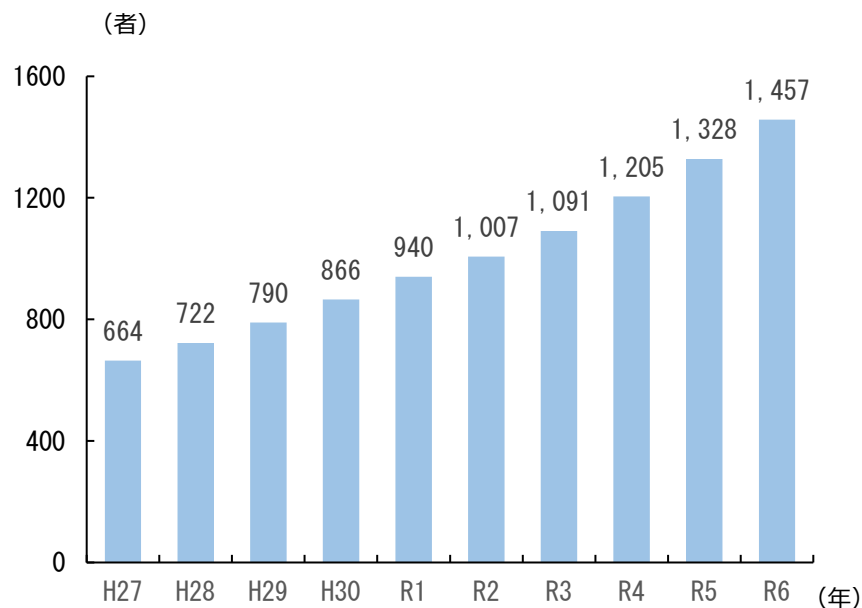
期間：1年間

5 有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

(1) 有機加工食品原料の輸入から国産への置き換え促進

- 有機加工食品の利用拡大に向けては、原材料供給のための生産拡大や、効率的な原材料調達のための**生産者と流通加工事業者等が連携した体制構築**が必要。
- また、有機加工食品の認証生産工程管理者数は増加傾向で推移している（※1）が、一方で、国内で流通する有機加工食品の原料の多くは輸入に頼っている状況。
- このため、有機加工食品原料の輸入から**国産への置き換えを促進**するため、生産者と連携して**国産有機加工食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者が行う国産有機原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大**の取組を支援（以下※2）

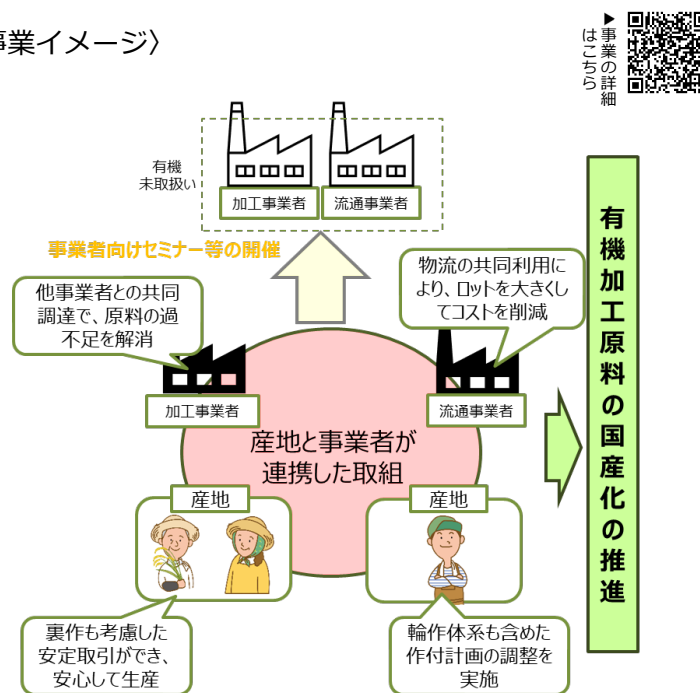
■有機加工食品(酒類含む)の認証生産工程管理者数（※1）



※「有機JAS国内認証事業者一覧（令和7年8月現在）」より農業環境対策課作成

■有機加工食品の原料国産化支援事業（※2）

〈事業イメージ〉



5 有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

(2) 有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けた取組の支援

- 有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向け、有機JAS認証の取得や輸出向けの商談会・展示会への出展等を支援（※1）。
- 海外事業者との商談会や新商品の開発等により、味噌・醤油や、さつまいも加工品等の輸出が拡大（※2、3）。
- 有機同等性を利用した輸出は、品目別では、米国及びEU加盟国向け茶及び醤油の輸出数量が顕著に増加（※2）。また、有機酒類の同等性については、台湾及びカナダに加え、令和7年5月にEU加盟国、10月に英国、米国、オーストラリア、ニュージーランドとの間でも同等性が発効。海外のニーズに応じた輸出対策が必要。

■有機認証、GAP認証取得等支援事業（※1）

〈事業イメージ〉



農産物等を輸出するぞ！

農業者等の取組を支援

認証の取得

商談会等へ出展

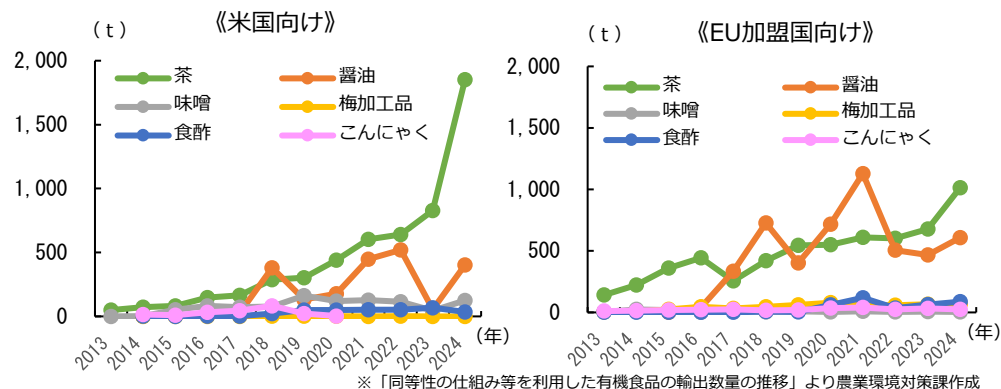
認証取得、商談の実施等により
海外との取引先確保



事業の詳細
はこちら

農産物等の輸出拡大

■有機同等性の仕組みを利用した輸出数量の推移（※2）



■輸出拡大に向けた民間団体の取組（※3）

（有）かごしま有機生産組合

・冷凍焼き芋、ベビーフード等の輸出向け商品開発に取組み、令和元年の輸出額前年比で約4倍増加。



玉乃光酒造（株）

・酒造好適米（山田錦、雄町）を使用した有機日本酒「有機純米吟醸GREEN」を販売。欧州、北米を中心に販路拡大を図る。



6 消費者へのアプローチ①

(1) 国産有機農産物等の需要拡大

国産有機農産物等需要拡大支援事業（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業）

- 国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起及び活用促進、有機農業の環境保全効果を訴求する取組、生産者と事業者間のマッチング等を支援。



有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや有機食品マルシェの開催、消費者に対して有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツ作成を実施。

6 消費者へのアプローチ② 国産有機食品の需要喚起に向けて

- 有機農業の更なる取組拡大に向け、国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者の皆様のプラットフォーム「**国産有機サポーターズ**」を立ち上げ。

国産有機サポーターズは、
国産の有機食品の需要喚起に向け
 農林水産省が、事業者の皆様と
 連携して取り組んで行くための
 新たなプラットフォームです！



令和7年5月時点で、下記の114社が参画



国産有機サポーターズへ参加希望の方は
 こちら →



MAFF 農林水産省

国産有機サポーターズは、
 国産の有機食品の需要喚起に向け、
 国産の有機食品を取り扱う小売業者及び
 飲食関連事業者の皆様と農林水産省が
 連携して取り組んで行くための
 プラットフォームです

**国産有機サポーターズ
 参画事業者募集中！**

参加費 無料

情報発信
 農林水産省ホームページや各種
 イベント等でのサポーターズ参
 画事業者の取組を紹介します

マルシェ出店
 農林水産省が主催又は農林水産
 省補助事業の実施主体が実施す
 るイベントへのマルシェ出店

最新情報
 農林水産省から有機農業関連の
 セミナーの案内や最新情報を配
 信します

登録方法
 農林水産省ホームページ「国産有機サポーターズ」に記載の
 方法でお申し込みください。
https://www.maff.go.jp/organic/supporters/jyaku/supporters_top.html

国産有機サポーターズ

【お問合せ先】 農林水産省 農産局 農産政策部 農業環境対策課 TEL 03-6744-2494

「食べる」ことで
 日本の農業を応援しませんか

みなさんが有機農産物／有機食品を選ぶことで、農村の生物多様性や地球を
 守ることにつながります。環境にやさしい消費にご協力をお願いします。

国産有機サポーターズとは
 国産の有機食品の需要喚起に向け、国産の有機食品を取り扱う
 小売業者及び飲食関連事業者の皆様と農林水産省が連携して
 取り組んで行くためのプラットフォームです。

有機農業とは
 化学肥料や化学農薬を原則
 使わず、可能な限り環境に
 配慮した栽培方法です。

農林水産省ホームページ「国産有機サポーターズ」では、
 国産の有機食品を取り扱う参加各社の取組やメッセージ等を紹介しています！
https://www.maff.go.jp/organic/supporters/jyaku/supporters_top.html

国産有機サポーターズ

MAFF 農林水産省

お問合せ先 農林水産省 農産局 農産政策部 農業環境対策課
 TEL 03-6744-2494

6 消費者へのアプローチ③ 「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施 有機農業の日

- 農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大する目標を設定しました。
- 本目標の達成には、生産拡大と併せて、有機農業への消費者の理解醸成や国内の有機食品の消費拡大が重要となるため、12月8日「有機農業の日（オーガニックデイ）」に合わせた特別期間を設け、自治体や事業者と連携し、有機農産物の販売促進や学校給食における有機農産物等の提供を呼びかけます。

令和7年度特別期間：令和7年11月14日（金）～12月14日（日）

学校給食における有機農産物等の利用



特別期間中1日のみ、1品のみ、1品目のみでもOK！ 去年は全国67の市区町村にご協力いただきました。中には生産者さんによる特別授業を実施した学校も★

店舗やECサイトでの販売促進



特別期間中、売場での特設コーナーの設置や「有機農業の日」チラシの掲示等の取組を募集！ 去年はスーパー、ECサイト、道の駅、直売所等全国70の事業者にご協力いただきました。

情報発信の強化



特設サイトや農水省SNSを活用し、上記取組や有機農業関連のイベント情報を発信！ [#有機農業の日](#) [#オーガニックデイ](#) の投稿も大募集★ 去年は全国44件のイベント情報を掲載しました。

特設サイトはこちら→
ご協力いただける自治体・事業者様は取組のご応募をお願いします！



↓特設サイト掲載のチラシもご活用ください★

